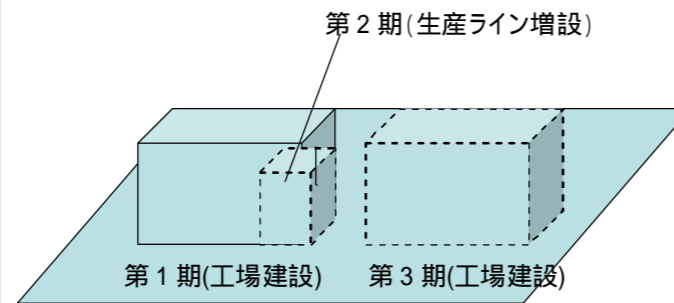


これまでの経過

1 補助対象事業の概要

立地企業 旭硝子株式会社
 住 所 東京都千代田区有楽町 1 丁目 12 番 1 号
 名 称 旭硝子株関西工場大阪事業所
 立地場所 大阪市住之江区平林北地区(関西電力発電所跡地)
 事業内容 プラズマディスプレイパネル(PDP)用ガラス基板の加工
 投資金額 約 345 億円(当初計画 第 1 期 約 152 億円、第 2 期 約 41 億円、第 3 期 約 152 億円)
 ↓ <変更>
 約 320 億円(変更後 第 1 期 約 127 億円、第 2 期 約 41 億円、第 3 期 約 152 億円)
 敷地面積 約 10ha(第 1 期 4ha、第 3 期 6ha)
 交付決定 金 17 億 2,881 万 1,000 円(当初交付決定:平成 18 年 7 月 11 日)
 ↓ <変更>
 金 16 億 101 万 7,000 円(部分交付確定時:平成 22 年 5 月 21 日)
 (18~21 年度 既交付額 634,105,000 円、22・23 年度 交付予定額 966,912,000 円)

先端産業特認補助金は H17 年度から平成 18 年度までの制度
 (平成 19 年度に先端産業補助金と統合)
 補助率 5% 上限 30 億円
 補助要件 情報技術、バイオテクノロジー等の先端産業
 投下固定資本額 300 億円以上
 府内常用雇用者 30 人以上 等
 補助期間 土地若しくは家屋の取得又は賃貸借等に係る
 契約締結の日から 5 年以内



2 補助事業の遂行が困難等となった理由

補助期間内(平成 23 年 6 月まで)に補助事業を遂行することが困難であるとして、事故報告書が平成 22 年 10 月 20 日(平成 22 年 10 月 18 日付)に提出された。

[理由]

立地当時、全世界でのプラズマテレビの需要の拡大が見込まれていたが、リーマンショックに始まる経済不況の影響で、当初想定していたほど需要が伸びなかったため、PDP 用ガラスの生産能力が需要を上回る事態となり、第 2 期及び第 3 期の投資を現時点では、断念せざるを得ない事態となった。

3 補助金交付決定全部取り消しの考え方

先端産業特認補助金の補助事業者の要件は、

- (1) 先端産業と認める事業を行う事業者
- (2) 投下固定資本額 300 億円以上
- (3) 府内常用雇用者が 30 人以上 を満たすこと

であるが、今回の投資計画が中断となった場合、(2)の要件を満たさないことになる。この要件は、補助事業者となり得る資格要件であるから、絶対条件であり、一つでも要件を満たさなければ、大阪府補助金交付規則第 15 条第 1 項に基づき交付決定の全部を取り消し、補助金を交付しない。

また、補助金を既に交付しているときは、交付決定の全部を取消し、補助金の返還を命ずるものとする。

平成 22 年 11 月 10 日付で補助金の交付決定額 16 億 101 万 7 千円を全部取り消し、既に交付している補助額 6 億 3410 万 5 千円の返還を求め、併せて加算金を徴収する旨についても文書により通知した。

補助金の交付決定の全部取り消しに伴い、補助金の返還が生じたときは、納付の日までの日数に応じ、加算金が付加される。(規則第 17 条第 1 項)

4 旭硝子株からの免除申請について

本府の補助金決定の全部取り消し通知に対して、旭硝子株は、既に交付された補助金の返還には応じるが、補助金交付規則に基づく加算金については、免除願いたいとの文書を平成 22 年 11 月 15 日に提出した。

<旭硝子の主張>

[やむを得ない理由]

今回の投資額の未達成については、当初の事業計画は、PDPTV 市場が年率 30%以上で拡大すると業界の見通しを基に策定した。その後、予測し得なかったリーマンショックに端を発した世界経済不況により、あらゆる耐久消費財の需要が落ち込み、PDPTV 市場も需要に急ブレーキがかかったことによるもの。社の努力のみでは解決できず、やむを得ず、2 期以降の投資を延期した。

[付加的理由]

- ・ 補助期間内の投資額要件は未達であるとはいえ、約 127 億円の投資実績がある。
 - ・ 平成 22 年 9 月末現在で 173 名が雇用されており、うち、49 名が府内常用雇用者である。
 - ・ 大阪事業所の取引企業数は約 90 社あり、うち、約 30 社が府内企業との取引である。
- など、新規立地したことによる、地域経済に対する経済効果などの貢献を、今後も続けていく。

5 加算金免除の考え方

事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除するものとする。

(規則第 17 条第 6 項)

PDP TV の市場規模は減少はしていないものの、その伸びはリーマンショックの影響を受け 2008 年度を境に急激に鈍化したことは事実であり、このことは、世界経済不況により、耐久消費財の需要が落ち込んだもので、一企業として予測し得ないものである。したがって、旭硝子株の責に帰すべきものではないことから、やむを得ない事情があると認められるので、加算金を免除することとしたい。

なお、旭硝子株が主張している付加的理由は、事実であると確認されており、工場自体が今後も操業し、大阪経済に一定の経済波及効果をもたらすと考えられる。



加算金を免除する場合には、「権利の放棄」に当たるため議会の議決が必要である。

6 議案の提案

平成 22 年 9 月定例会(後半)への追加議案として議会に提案する。